



秩父別消防防火パレード 4/24

- 平成30年度 移住・定住促進事業
まちづくり事業のお知らせ
- 屋外遊戯場の完成が近づいています
- 議会だより
- 子育て包括支援センターが始まりました

平成30年度

移住・定住促進事業 まちづくり事業

をお知らせします



秩父別町では、人口減少対策、移住・定住促進、まちづくりを推進するため各種事業を実施しています。
その事業の詳細と予算額についてお知らせします。

結婚新生活支援事業

当初予算額 60 万円

婚姻に伴う新生活を経済的に支援するために、住宅の取得や賃貸または引越しに係る経費に対して助成します。

補助対象者

- ・平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された世帯
- ・平成30年1月1日から平成31年3月31日までの間に住居費及び引越し費用を支払った世帯
- ・世帯の所得が340万円未満であること
- ・夫婦共に婚姻日における年齢が34歳以下であること
- ・対象となる住居が秩父別町内にあることなど

補助金額

- ・住居費と引越し費用を合わせた額を対象とし、1世帯あたり30万円を上限とします。

結婚祝金交付事業

当初予算額 100 万円

町内在住の方が結婚したときに『結婚祝金』を交付します。交付を受けようとする方は、婚姻の届出日から3ヶ月以内に必要書類を揃えて申請してください。

支給対象者

- ・婚姻の届出前に夫婦のいずれか一方が、町内に住所を有すること
- ・婚姻届出日現在に、夫婦の合計年齢が80歳未満であること
- ・結婚祝金申請前に夫婦共に町内に住所を有すること
- ・夫婦のいずれか一方が、以前に結婚祝金を受けていないこと
- ・夫婦共に、交付決定の日から継続して1年以上町内に住所を有することなど

祝金の額

- ・夫婦1組に対して20万円

新築住宅取得補助金交付事業

当初予算額 600 万円

秩父別町に定住することを目的として、住宅を新築した方に新築住宅取得補助金を交付します。

補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 65 ㎡以上の住宅を新築した方 ・ 事業計画認定を受けてから 6 ヶ月以内に住宅建設工事を完了された方 ・ 新築住宅取得から 3 ヶ月以内に住民票を異動された方 ・ 補助金の交付決定の日から秩父別町に住所を有し、認定住宅に継続して 5 年以上定住する方など <p style="text-align: right; color: #0070C0;">※事業実施前にご相談ください。</p>
補助金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 100 万円 ・ 新婚世帯又は子育て世帯（養育 1 人）の場合は 50 万円上乘せ ・ 子育て世代（養育 2 人）の場合は 100 万円上乘せ ・ 子育て世代（養育 3 人以上）の場合は 150 万円上乘せ <div style="text-align: right; border: 2px dashed #0070C0; border-radius: 50%; padding: 10px; color: white; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">平成 30 年度 新規事業</div>

住宅用地取得補助金交付事業

当初予算額 200 万円

秩父別町に定住することを目的として、住宅を新築または中古住宅を取得し、土地を購入した方に住宅用地取得補助金を交付します。

補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 100 ㎡以上の土地を購入した方 ・ 65 ㎡以上の住宅の新築または中古住宅を取得した方 <p style="text-align: right; color: #0070C0;">※事業実施前にご相談ください。</p> <p>※新築または中古住宅の改修を伴う場合は事業認定の日から 6 ヶ月以内に工事を完了された方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地取得の日から 1 年以内に事業認定を受けた方 ・ 2 親等以内の親族から購入した土地でないこと ・ 補助金の交付決定の日から継続して 5 年以上秩父別町に定住する方など
補助金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅用地購入価格の 3 分の 2（上限 100 万円） ・ 市街地区にあっては、1 ㎡あたり 5,000 円を上限とし、それ以外は 1 ㎡あたり 300 円を上限とします。

ふるさと回帰同窓会開催補助金

当初予算額 30 万円

町内で開催される同窓会に要する経費の一部を補助することで、ふるさと回帰のきっかけをつくり、移住・定住を促進しながら地域経済の活性化を図ります。

対象となる同窓会	<p>同じ学校を卒業した者どうしが、当時を振り返るために集まるものであり、次のいずれにも該当する同窓会が補助対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 秩父別町内の料飲店で飲食を伴い開催されるものであること ・ 10 名以上の参加で開催されるもので、うち町内居住者が 1 名及び町外居住者が 5 名以上であること
補助の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同窓会の中で、町の施策などを参加者に周知していただきます。
補助金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同窓会に対する補助金の額は、参加者 1 人につき 1,000 円として、合計 30,000 円を限度として交付します。ただし、同じ同窓会への補助金の交付は年度内 1 回を限度とします。

まちづくり・まちおこし事業補助金 当初予算額 30 万円

町民の皆さんが日頃から考えている、自主的・自発的なまちづくりに役立つ事業に対し、経費の9割を町で補助することで、新たな「協働」を創出し、地域の活性化や課題解決に向けた取り組みが推進されることを目的とします。

対象団体	町内に住所を有している5人以上のグループ、町内会、産業団体、教育・文化団体、ボランティア団体、NPOなど、住民参加による町内での地域活動団体
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の安全安心活動や環境整備など（例：花壇の整備など） ・地域の活性化を目的としたイベントや講演会の実施など（例：〇〇町内会〇〇まつりなど） ・団体の活性化を目的とした活動など（例：スポーツ団体の立ち上げ、研究、研修など） ・町民や団体等が協働して行うイベントなど（例：冬まつり、オリジナル料理コンテストなど）
対象となる経費及び助成額	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる経費：事業実施に必要な消耗品代や材料費など ※賃金などの経費は対象外です。 ・助成額：1つの事業の助成限度額は30万円です。（ただし、助成額は補助対象経費の9割以内）
対象事業の要件	<p>次の全ての要件を満たす必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共性が認められる事業 ・協働の創出が認められる事業 ・年度内で完了する事業 ・補助対象経費が5万円以上の事業 ・事業の計画、効果、収支が明確である事業

公用車貸出事業 ～ 町民による協働活動をバックアップします ～

町民の皆さんが実施する自主的・自発的な公共性のある活動の支援として、町所有の公用車を無償で貸出します。

貸出対象	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会での活動及びボランティア活動など住民参加による町内での地域活動に限ります。 ※個人使用及び営利・宗教・政治・選挙の目的や5人未満の活動には、貸出しできません。
貸出車両	<ol style="list-style-type: none"> ①ダンプトラック（定員3名、貸出期間5月1日～10月31日、最大積載8,500kg） <ul style="list-style-type: none"> ・運転者は、大型自動車運転免許証、作業を伴う場合は、車両系建設機械運転技能講習修了証が必要です。 ②タイヤショベル（定員2名、貸出期間5月1日～10月31日） <ul style="list-style-type: none"> ・運転者は、大型特殊自動車運転免許証、作業を伴う場合は、車両系建設機械運転技能講習修了証が必要です。 ③タウンエーストラック（定員3名、通年貸出可能） ≪2台あり≫ <ul style="list-style-type: none"> ・運転者は、普通自動車運転免許証が必要です。 ④小型タイヤショベル（定員1名、貸出期間原則5月1日～10月31日） <ul style="list-style-type: none"> ・運転者は、普通自動車運転免許証、作業を伴う場合は、車両系建設機械運転技能講習修了証が必要です。
諸条件	<ul style="list-style-type: none"> ・使用区域は、原則町内です。 ・使用する10日前までに申し込みをしてください。 ・使用できる時間は、原則として午前9時から午後5時までとし、最大2日間使用できます。
貸出例	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の清掃活動 ・町内のイベント開催時の備品搬送など
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・貸出車両は公務等で使用する予定がない日に限ります。また、災害などで緊急に使用する場合は貸出しできない場合があります。 ・車両の任意保険に加入していますが、全てに適用されるものではありません。 ・車両が損傷した場合は、修繕・賠償をしてもらうことがあります。 ・詳しくは役場企画課企画グループまでお問い合わせください。

住宅リフォーム補助金

当初予算額 700 万円

補助金の交付を受けるためには

- ▶ 着工前に役場建設課に相談して、事業認定を受ける必要があります！
※着工後の申請は受付することができませんのでご注意ください。
- ▶ 30万円（税込）以上の工事が補助対象です。

補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内に住所を有する方（町外から本町に住所を異動しようとする方を含む） ・ 改修をする住宅の所有者で、かつ、現在その住宅に住んでいる方（町内の空き家を取得して居住しようとする方を含む） ・ 補助金の交付決定の日から継続して5年以上秩父別町に居住する方
補助金額	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 現在住んでいる住宅を改修する場合 対象経費の3分の1（上限 30万円） ◆ 町内の空き家を改修する場合 対象経費の2分の1（上限 100万円） <p>（町内の空き家を取得または空き家を賃貸中でその住宅を取得して居住しようとする場合を含みます）</p> <p>※空き家を改修する場合は、次の要件をすべて満たさなければなりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 改修工事が完了してから3ヶ月以内に住民票をその住宅の場所に異動して居住すること ② 空き家を取得してから1年以内であること ③ 2親等以内の親族から取得した空き家でないこと

区分	対象工事	左記工事の付帯として対象とするもの
内装 （各部屋共通）	<ul style="list-style-type: none"> ○ ドア取替 ○ 床改修（床材張替含む） ○ 段差解消 ○ 壁改修（塗装・壁材張替含む） ○ 部屋の間仕切りの変更改修 ○ 増築改修 ○ 天井改修（天井材張替含む） ○ 内窓設置 ○ 手すり取付・取替 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ふすま取替 ○ 障子張替 ○ 畳入替・表替え
玄関	○ あがりかまち、ベンチ	○ 下駄箱取付・取替
台所	○ 流し台取替 ○ カウンター改修	○ 換気扇取替 ○ 棚取替 ○ 蛇口取替
トイレ	○ 便器交換 ○ 手洗い設置・改修	○ 手洗い蛇口取替 ○ ウォシュレット取替
浴室・脱衣室	○ ユニットバス設置・交換 ○ 浴槽交換	○ 洗面台 ○ 蛇口取替 ○ シャワー取替
電気	○ 電気配線改修	○ コンセント設置・交換
外装	<ul style="list-style-type: none"> ○ 屋根葺替え ○ 屋根塗装 ○ 外壁張替え ○ 外壁塗装 ○ 防水工事 ○ 手すり取付 ○ サッシ取替（ガラスのみは不可） ○ 玄関フード設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 風除室サッシ取付 ○ 換気口取付・取替 ○ 網戸取付・交換
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 断熱工事 ○ 対象事業のうち新旧入替に伴う撤去処分費用 	

留意事項

一度交付を受けた方及びその世帯は補助対象になりません。また、上記表の付帯工事のみを行う場合は補助対象になりません。

個人住宅耐震改修助成金 【住宅リフォーム補助金と併用可】

地震災害の被害軽減のため、個人住宅の耐震改修工事費の一部を助成します。

助成対象	・ 住宅の所有者または賃借人で、秩父別町に住民票があり現に居住している方
対象住宅	・ 事前に耐震診断を受けて倒壊の危険性があると判断された昭和56年5月31日以前に着工した木造専用住宅など ※共同住宅、寄宿舎等は対象外です。
助成額	・ 耐震改修工事費（消費税を除く）の5分の1（千円未満切り捨て上限額30万円）
耐震診断	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震診断は、国土交通大臣が定めた基準によるものとします。 ・ 空知総合振興局による耐震診断を無料で受けることができます。（ただし、要件あり）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 耐震改修工事を実施しようとする方は、工事前に必ず役場建設課にご相談ください。 ・ 助成は、同一の住宅または同一の申請者に対して原則1回とします。 ・ 耐震改修工事完了届の提出期限は、平成30年12月28日です。

国際交流

インバウンド事業が開始！ 外国人観光客の誘致へ



「フェイスブックで秩父別町の魅力を発信していきます！」と笑顔で話すベミカ・カンチャノータイさん

近年全国的に増えている外国人観光客を町に誘致するため、4月11日にインバウンド事業の臨時職員としてタイ出身のベミカ・カンチャノータイさんが着任しました。カンチャノータイさんは日本でホームステイの経験があり、留学や通訳の仕事の経験もあることから、日本語の会話も問題ありません。

タイでは本名ではなく愛称で呼び合うことが一般的なことから、「名前のベミカよりもアンと呼んでください」と話すカンチャノータイさん。普段は役場庁舎内で活動しますが、魅力発信・情報収集のため町内を回り、町民の方とも積極的に交流を重ねていく予定です。

今後はフェイスブックを通じて町の魅力や観光情報を国内外に発信しながら、町国際交流推進員の種市敏則さんとも協力し、日本文化を体験できる滞在型の観光メニュー開発に取り組んでいきます。



このQRコードから
カンチャノータイさんの
フェイスブック
「北海道ソグッド」が
閲覧できます。

台湾人キャンプ有識者を招いて意見交換会を行いました

公益社団法人北海道観光振興機構が主催する台湾人キャンプ有識者招聘事業と連携し、3月23日から2日間、台湾のキャンプメーカーの方などを招き、土井議長、寺迫観光協会会長を交えて意見交換会を行いました。

町の施設を見学した有識者の方からは、「細かい工夫が見られており好印象。テント等のレンタルがあるキャンプツアーも可能」といった貴重なご意見をいただきました。



PRビデオで町を紹介する様子(3月23日)